

諮詢第十九号

下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮詢について

下水道使用料の督促処分について、別紙のとおり審査請求があつたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第七項の規定に基づき、諮詢する。

平成二十七年十二月三日提出

青 森 市 長

鹿 内

博

審査請求書（下水道使用料督促状1）

平成27年7月27日(月)

青森市長 鹿内 博 様

審査請求人 三国谷清一



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川4丁目8番2号

氏 名 三国谷清一

年 齢 66歳

2. 審査請求に係る処分

青森市公営企業管理者企業局長(以下「企業局長」という。)の平成27年7月3日

付け下水道使用料督促状(平成27年5月分)(以下「本件督促状」という。)による処分。

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成27年7月4日

4. 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 審査請求の理由

(1) 督促手数料が記載されていない本件督促状は違法・不当である。

(2) 環境部では「督促状の発行に当たっては、印刷費、送達に係る郵便料金及び人件費等の経費が発生するため、これらの経費は当然その発生の責めを負うべき滞納者に負担して頂くべきものであり、これが督促手数料徴収する理由であるとしていた。企業局長が審査請求人に本件督促状を郵送するために郵便代82円の費用を負担していることは事実であり、その他にも、本件督促状作成費用、封筒購入費用、人件費等の新たな費用が企業局水道部に発生していることもまた事実である。新たな費用が発生しているのである。

(3) 小松文雄環境部次長(現環境部理事)の「下水道使用料督促状の発行は企業局水道部に事務委任するが、この督促状の発行には新たな経費は発生しない」との過てる説明により青森市下水道条例を改正し、「督促手数料は、これを徴収しない」と規定したが、この条例改正が誤りであることは明らかである。

(4) 過てる事実認識に基づいて「督促手数料は、これを徴収しない」と改正された青森市下水道条例は違法であり無効である。

(5) 過てる青森市下水道条例を根拠にした、企業局長による審査請求人に対する本件審査請求に係る下水道使用料督促状による処分は違法・不当であり、取り消されるべきである。

6. 処分庁の教示

不服申し立てに関する教示はありました。

7. 行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。

